

要配慮個人情報の取扱い

(1) 個人情報保護法及び行政機関個人情報保護法の改正

- ・諸外国の主な国々では、人種、思想・信条等に係る情報の収集の制限等、その性質ゆえ慎重な取扱いを求めるべき情報を定めるのが趨勢であり、また、我が国でも各省庁の策定するガイドラインや地方公共団体の条例で一定のセンシティブ情報の取扱いを定めることが一般的になりつつある。
- ・そこで、個人情報保護法及び行政機関個人情報保護法の改正により、本人の「人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別又は偏見が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報」が「要配慮個人情報」と定義された。
- ・その上で、個人情報保護法の改正により、要配慮個人情報については、あらかじめ本人の同意を得ないで取得することを原則禁止し、及びオプトアウト（一定の手続きをとることを条件にあらかじめ本人の同意を得ずに行う第三者提供）の対象から除外することとされた。
- ・また、行政機関個人情報保護法の改正により、国の行政機関において、本人が自己に関する要配慮個人情報の利用の実態をよりの確に認識し得るようになるため、個人情報ファイル簿に要配慮個人情報の有無を記載することとされた。

(2) 地方公共団体におけるセンシティブ情報等に係る現状

- ・現在、多くの地方公共団体においてセンシティブ情報の収集（記録を含む。以下同じ。）が制限されており、その現状は次表のとおりである。なお、センシティブ情報の収集制限とは、センシティブ情報の収集を原則として禁止し、法令に基づく場合又は個人情報保護審議会の意見を聴いた上で正当な事務の実施のために必要があると認める場合に限り収集を認めることなどをいう。

表1 センシティブ情報の収集制限

	都道府県	市区町村
センシティブ情報の収集を <u>禁止</u>	0 団体 (0%)	3 団体 (0.2%)
センシティブ情報の収集を <u>制限</u>	44 団体 (93.6%)	1658 団体 (95.2%)
センシティブ情報の収集を <u>制限していない。</u>	3 団体 (6.4%)	80 団体 (4.6%)
合計	47 団体	1741 団体

※ 平成 28 年 4 月 1 日現在 (速報値)

- ・ 地方公共団体が収集制限等をしているセンシティブ情報と、個人情報保護法及び行政機関個人情報保護法の要配慮個人情報の関係は次表のとおりであり、後者の情報には前者の情報に含まれていないものがある。

表2 地方公共団体が収集制限等をしているセンシティブ情報

	地方公共団体が収集制限等をしているセンシティブ情報		
	該当	要判断	非該当
①人種	1212 団体 (71.1%)	425 団体 (24.9%)	68 団体 (4.0%)
②信条	1658 団体 (97.2%)	38 団体 (2.2%)	9 団体 (0.5%)
③社会的身分	1108 団体 (65.0%)	539 団体 (31.6%)	58 団体 (3.4%)
④病歴	969 団体 (56.8%)	633 団体 (37.1%)	103 団体 (6.0%)
⑤犯罪の経歴	1310 団体 (76.8%)	358 団体 (21.0%)	37 団体 (2.2%)
⑥犯罪により被害を被った事実	855 団体 (50.1%)	773 団体 (45.3%)	77 団体 (4.5%)

※ 平成 28 年 4 月 1 日現在 (速報値)

※ 「該当」、「要判断」、「非該当」の内容は以下のとおりである。

「該当」：①～⑥の情報が、地方公共団体が収集制限等をしているセンシティブ情報に該当する。

「要判断」：①～⑥の情報が、地方公共団体が収集制限等をしているセンシティブ情報に該当するかどうかの判断を要する。

「非該当」：①～⑥の情報は、地方公共団体が収集制限等をしているセンシティブ情報に該当しない。

※ 括弧内の割合は、センシティブ情報の収集制限等をしている地方公共団体（1,705 団体）に占める割合を記載している。

- ・また、現在、多くの地方公共団体において個人情報の記録項目等を記載した個人情報ファイル簿等（個人情報取扱事務登録簿を含む。以下同じ。）が公表（閲覧に供することを含む。以下同じ。）されており、その現状は次表のとおりである。約5割の地方公共団体では、公表している個人情報ファイル簿等に、収集制限等を行っているセンシティブ情報の有無を記載している。

表3 個人情報ファイル簿等の公表

	都道府県	市区町村
個人情報ファイル簿等の公表	47 団体 (100%)	1544 団体 (88.7%)
うち収集制限等を行っているセンシティブ情報の有無を記載	42 団体 (89.4%)	851 団体 (48.9%)
個人情報ファイル簿等の作成のみ	0 団体 (0%)	64 団体 (3.7%)
未作成	0 団体 (0%)	133 団体 (7.6%)
合計	47 団体	1741 団体

※ 平成 28 年 4 月 1 日現在（速報値）

(3) 法改正を踏まえた個人情報保護条例の見直しの方向性

① 要配慮個人情報の定義

- ・地方公共団体が保有する個人情報に関しても、本人に対する不当な差別又は偏見が生じないようにその取扱いに特に配慮を要する個人情報を明確にする必

要性は変わらないため、個人情報保護条例においても、要配慮個人情報の定義を設けることが適当である。

- ・なお、要配慮個人情報の定義について、改正行政機関個人情報保護法の規定は改正個人情報保護法と同じものとされた。また、行政機関個人情報保護法施行令及び施行規則の規定もそれぞれ個人情報保護法施行令及び施行規則を踏まえて検討されている。
- ・個人情報保護法及び行政機関個人情報保護法の改正により要配慮個人情報と規定された情報について、その取扱いに特に配慮を要することは、地方公共団体が保有する個人情報についても異なることはないと考えられる。
- ・したがって、個人情報保護条例における要配慮個人情報の定義には、個人情報保護法及び行政機関個人情報保護法の改正により要配慮個人情報と規定された情報を含めることが適当である。

② 個人情報ファイル簿等への要配慮個人情報の有無の記載

- ・地方公共団体が保有する個人情報に関しても、要配慮個人情報の取扱いについて一層の透明性の向上を図る重要性は変わらないため、地方公共団体においても、個人情報ファイル簿等に要配慮個人情報の有無を記載することが適当である。
- ・なお、表3のとおり、現在、多くの個人情報保護条例において、個人情報の記録項目等を記載した個人情報ファイル簿等を公表することが規定されている。一方、個人情報ファイル簿等を作成していない、又は作成しているが公表はしていない地方公共団体もある。
- ・行政機関個人情報保護法において、個人情報ファイル簿を作成し、公表する趣旨は、国の行政機関が保有する個人情報ファイルについて、その存在及び概要を明らかにすることにより透明性を図り、行政機関における利用目的ごとの保有個人情報の適正な管理に資するとともに、本人が自己に関する個人情報の利用の実態をよりの確に認識することができるようにするためである。
- ・個人情報ファイル簿を公表する行政機関個人情報保護法の趣旨を踏まえ、個人情報ファイル簿等を作成していない地方公共団体では、これを作成し、公表することが適当である。また、個人情報ファイル簿等を作成しているが公表していない地方公共団体では、これを公表することが適当である。

③ 要配慮個人情報の収集制限等

- ・表1のとおり、現在、多くの個人情報保護条例においてセンシティブ情報の収集が制限されているが、行政機関個人情報保護法では、今般の改正により要配

慮個人情報に限った収集制限等は設けられていない。これは、行政機関個人情報保護法では、従来、センシティブ情報を含む個人情報の取得に当たって、個人情報の保有制限、個人情報ファイル簿の公表等の厳格な規律が設けられているなどの考え方によるものである。

- 個人情報保護法第5条では、地方公共団体の責務として、その区域の特性に応じて必要な施策を実施することが規定されているところ、要配慮個人情報の収集制限等を行うことは、行政機関個人情報保護法における個人情報の保護の範囲を超えるものである。
- このため、要配慮個人情報の収集制限等については、収集制限等を行う情報の範囲（要配慮個人情報の一部を除き、現在、収集制限等を行っているセンシティブ情報にとどめるなど）を含めて、行政機関個人情報保護法の趣旨を踏まえながら、各地方公共団体において地域の特性に応じて適切に判断されるべきである。